

平成 25 年 1 月 18 日（金）

ゆとりとみどり振興局企画部人事・勤務条件担当課長以下、市職ゆとりとみどり振興局支部支部長以下との本交渉

（支部）

- ・先日の事務折衝において、2012 年度の業務執行体制にかかる所属の考え方が示されたが、支部が申し入れた事項について、勤務労働条件に影響するとの認識のもと、業務分担や事業実施手法の見直しによる業務の平準化、業務の効率化、時間外勤務の縮減に努めるとの考え方が示されたことについては、一定評価できるものであり、この間の事務折衝をはじめとする協議における対応については誠意をもったものとして敬意を表しておきたい。その上で、所属の姿勢と今後の考え方を確認したい。
- ・1 点目は、天王寺動植物公園事務所にかかる 2012 年度業務についてである。先ほど所属からも考え方が示されたとおり、経営形態のあり方や都市魅力戦略会議に関する業務、経営計画の策定業務など 2012 年度の執行体制構築時には想定していなかった業務などが発生し、管理職による対応や業務分担及び事業手法の見直しを実施したものの、結果的に複数回に及ぶ超過勤務時間の限度時間の変更にかかる協議が行われた。
- ・このような状況の中、所属としては、「今後も引き続き特定の職員に過重な負担とならないよう業務分担や事業実施手法の見直しを図ることで業務の平準化・効率化を図り業務の軽減に努め、時間外勤務の縮減に努める」とのことであるが、支部としては、現場実態を踏まえると、引き続き年明け以降も、繁忙要素は解消される見込みは無く、抜本的な体制の見直しが不可欠であると考えている。
- ・今後の業務量の見込み方と今後の執行体制について所属の考え方を求める。
- ・2 点目は、区 CM にかかる業務であるが、「予算算定にかかるピークは超えた」とのことであるが、既に執行に関して区 CM との調整も発生しており、当該業務は、予算算定・予算執行・決算と一連の業務において、調整業務等が発生するものであり、年間を通じ業務量が発生するものと認識している。
- ・予算要求時においても、業務実態として、相当繁忙感が増しており、あらためて、業務量の精査を行い、必要な執行体制を構築する必要があると考えている。
- ・さらに、制度上、区 CM 予算にかかる権限は区 CM が有しており、もはや局の裁量だけで業務量を精査・コントロールすることは困難な状況にあるが、区 CM より想定外の業務命令が出された場合においても、従来の局事業と同様に所属が使用者責任を果たすものと理解してよいか。
- ・また、今後の業務量の見込み方と執行体制の取り扱いについて合わせて所属の考え方を求める。

（局）

- ・この間の事務折衝におきましてお示したとおりでございますが、天王寺動植物公園事

務所における今後の見通しにつきましては、都市魅力関連業務や経営形態の検討業務は計画的に事務遂行できる見通しですが、事業分析業務や経営計画策定業務が繁忙要素として見込まれるため、特定の職員に過重な負担とならないよう業務分担や事業実施手法の見直しを図ることで業務の平準化に努め、また業務のより一層の効率化を図り業務の軽減に努め、時間外勤務の縮減に努めてまいります。

- ・また、新区長の決定権のもと実施される局事業につきましては、予算算定にかかるピークは越えたものと認識しておりますが、ご指摘のとおり予算執行から決算にいたる業務の中で区との調整業務が発生すると見込まれます。
- ・事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などにつきましては、管理運営事項として職制が自らの判断と責任において検討いたします。

(支部)

- ・天王寺動物園公園事務所にかかる回答については、今後の所属としての努力を見ていくことになるが、業務量の増大は避けがたいということについての支部認識は改めて申し上げておく。動物園の魅力の向上や 100 周年に向けた各種の取り組みを否定するものではなく、市民のためにも来園者のためにも、組合員の仕事のやりがいのためにも、ぜひ積極的に推進してほしいというのが支部の立場である。
- ・しかし現状は、個別事情は言及しないが、特別顧問による政策への関与によって、方向性の定まらない中での事務作業が繰り返され、現場の疲弊感と無力感はピークに達しているのではないかと感じている。こうしたことが繰り返されるのであれば、いいものは作れないし、ましてや人間的な措置がされないなかでは労働条件の悪化を引き替えにせざるを得ず、本当に所属が回答したように、今後適正な労働条件が確保できる実態にあるのか、疑わざるを得ない。
- ・再度確認するが、こうしたさまざまな環境の変化にあって、現状の人員で適正な労働条件が所属責任で確保されるのか、回答されたい。
- ・区 CM にかかる業務繁忙である。24 区長から、今後どのような要望や業務命令があるのかは予測不可能ではあるが、現行の制度では、局長の上位に位置する区 CM が施策にかかわって指示を出した時に、労働条件を理由にして、所属がその業務を遂行できないということが担保されているのか、非常に懸念している。少なくとも 36 協定に定めるような法定された条件を、区 CM が踏まえる必要があると認識している。所属としては、管理職による対応などとして手を打つこととなると思われるが、例えば花博記念公園事務所では、所長以外は全て組合員である。実態として、現実的に対応することが不可能な場面が想定される。適正な労働条件を確保するために、所属責任において区 CM からの指示について、臨時的に体制を組むことや実施年度を変更することなど、あらゆる手法で適正な労働条件を失することなく対応することを求める。

(局)

- ・ただいま、天王寺動植物公園事務所にかかる業務と新区長にかかる業務について指摘を

受けたところであります。

- ・業務量が増えることによる超過勤務が懸念されますが、長時間にわたる時間外勤務は、職員の健康保持・増進に悪影響を及ぼすばかりでなく、職業生活と家庭生活等と調和にも支障をきたすものであることから、引き続き日常的に効率的な業務の進行管理に努め、安全衛生の観点からも単に業務が増加したことをもって超過勤務命令を行うことなく、一月の上限を超える協議が発生しないよう、真に必要な業務に限って超過勤務を命令するよう管理監督者と連携しながら取り組みます。
- ・また、新区長の決定権のもと実施される局事業も含めた事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する適正な業務執行体制の確立などの管理運営事項につきましては、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、今後、勤務労働条件に変更が生じる場合につきましては、誠意をもって対応させていただきます。

(支部)

- ・所属から引き続き誠意をもって対応することが表明されたことから、組合員の職場実態からは納得のいく回答とはいえないものの、所属から引き出せる回答としては限界であると判断し本日の交渉は終えるが、当然のことながら、回答内容については誠意を持って履行することを求めるとともに、支部としても適正な労働条件を確保するべく職場の状況を注視し、所属責任を追求する決意を表明しておく。